

【発生原因】

電子契約の持込期限を超過しているため、このままの初回支払い月ではお手続きができません。

【対応方法】

初回支払い月の調整をお願いいたします。

【初回調整種類】

- ・シフト・・・初回支払い月分を翌月分に合算請求
- ・スライド・・・支払い月を1か月後ろずらし
- ・販売店回収・・・支払い月分を販売店様にてお客様より現金回収（債権譲渡利用不可）